

【厚生労働大臣の定める掲示事項】

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

当院は、急性期一般入院料2(日勤、夜勤あわせて)入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なりますので、実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

他に、回復期リハビリテーション病棟では、入院患者13人に対して1人以上の看護職員、緩和ケア病棟では、入院患者7人に対して1人以上の看護職員、地域包括医療病棟では、入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理対策、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4. DPC対象病院について (令和7年6月現在)

当院は入院医療費の算定に当たり、平成22年4月より、包括請求と出来高請求を組み合わせる「DPC対象病院」となっております。

【医療機関別係数】	1.4703	(内訳)	基礎係数	1.0451
			機能評価係数Ⅰ	0.3097
			機能評価係数Ⅱ	0.0793
			救急補正係数	0.03620

5. 当院は東北厚生局に下記の届出を行っております。

1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆医療DX推進体制整備加算
- ◆急性期一般入院料2
- ◆救急医療管理加算
- ◆診療録管理体制加算1
- ◆医師事務作業補助体制加算1 15対1
- ◆急性期看護補助体制加算 25対1
- ◆夜間100対1急性期看護補助体制加算
- ◆夜間看護体制加算
- ◆看護補助体制充実加算1
- ◆看護職員夜間16対1配置加算1
- ◆療養環境加算
- ◆重症者等療養環境特別加算
- ◆リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算
- ◆栄養サポートチーム加算
- ◆医療安全対策加算1
- ◆医療安全対策地域連携加算

- ◆患者サポート体制充実加算
- ◆ハイリスク妊娠管理加算
- ◆後発医薬品使用体制加算1
- ◆データ提出加算2 イ 200床以上
- ◆入退院支援加算1
- ◆認知症ケア加算2
- ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ◆排尿自立支援加算
- ◆精神疾患診療体制加算
- ◆地域医療体制確保加算
- ◆ハイケアユニット入院医療管理料1
- ◆地域包括医療病棟入院料
- ◆看護補助体制加算イ 25対1
- ◆リハビリテーション・栄養・口腔連携加算
- ◆回復期リハビリテーション病棟入院料1
- ◆緩和ケア病棟入院料2

- ◆感染対策向上加算1

◆指導強化加算

◆抗菌薬適正使用体制加算
- ◆入院時食事療養(Ⅰ)
- 2)特掲診療料の施設基準等に係る届出
- ◆ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)

連携医療機関:青森県立中央病院

所在地 青森市東造道2丁目1番1号

電 話 017-726-8111

◆外来栄養食事指導料の注2に規定する施設基準

◆外来栄養食事指導料の注3に規定する施設基準

◆がん性疼痛緩和指導管理料

◆小児運動器疾患指導管理料

◆乳腺炎重症化予防ケア・指導料

◆婦人科特定疾患治療管理料

◆二次性骨折予防継続管理料1

◆二次性骨折予防継続管理料2

◆二次性骨折予防継続管理料3

◆下肢創傷処置管理料

◆院内トリアージ実施料

◆夜間休日救急搬送医学管理料

◆救急搬送看護体制加算1(夜間休日救急搬送医学管理料)

◆外来腫瘍化学療法診療料1

◆連携充実加算(外来腫瘍化学療法診療料1)

◆がん治療連携指導料

◆肝炎インターフェロン治療計画料

◆ハイリスク妊産婦連携指導料1

◆薬剤管理指導料

◆医療機器安全管理料1

◆在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護

◆持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定

◆遺伝学的検査

◆先天性代謝異常症検査

◆HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)

◆検体検査管理加算(Ⅱ)

◆小児食物アレルギー負荷検査

◆CT撮影及びMRI撮影

◆抗悪性腫瘍剤処方管理加算

◆外来化学療法加算1

◆無菌製剤処理料

◆脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)

◆運動器リハビリテーション料(Ⅰ)

◆呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)

◆がん患者リハビリテーション料

◆初期加算(疾患別リハビリテーション料)

◆緊急整復固定加算及び緊急挿入加算

◆センチネルリンパ節生検(片側)(単独法)

◆乳がんセンチネルリンパ節加算2

◆食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)

◆内視鏡胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術

◆胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)

◆小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)

◆結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)

◆腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)

◆尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)

◆膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)

◆陰腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)

◆ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術

◆大動脈バルーンパンピング法(IABP法)

◆早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術

◆輸血管理料Ⅱ

◆人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算

◆麻酔管理料(Ⅰ)

◆看護職員処遇改善評価料48

◆外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

◆入院ベースアップ評価料60

3)入院時食事療養費(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。

療養のための食事は、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しております。

(朝食 午前7時半、昼食 午後0時、夕食 午後6時以降)

また、4階西病棟、5階東病棟、5階南病棟には当該病棟に入院している患者様のための食堂が設置されています。

食事にかかる標準負担額は下記のとおりです。

令和7年4月1日

所得区分	負担額(1食当たり)
現役並み所得者	510円
一般	
住民税非課税世帯	240円
低所得者Ⅱ	
低所得者Ⅰ	110円
指定難病	300円

5. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担のない方についても、2018年4月1日より、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口または病棟担当事務にその旨お申し出ください。

6. 医療安全管理者の相談支援

医療安全に関する心配事について、医療安全管理の専門担当者（医療安全管理者）による相談や支援が受けられます。患者相談窓口でお申し出ください。

7. その他

- ・当院では、無料低額診療事業（診療費減免）を行っております。医療費が高額で支払いが難しい方、病気やけがで仕事ができず収入が減ったなどの事情がある方は、無料低額診療事業が利用できる場合がありますので、ソーシャルワーカーにご相談ください。

- ・当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

- ・当院では、患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院のご支援を実施しております。

- ・当院では屋内外を問わず、「病院敷地内全面禁煙」となっておりますのでご理解とご協力をお願いします。

- ・健生病院は厚生労働省が指定する「臨床研修病院」として、研修医の臨床研修をおこなっております。指導医の監督・指導のもとに、研修医が診療を行う場合がございます。また、医学生・看護学生をはじめとする医系学生の臨床実習の受け入れをおこなっております。各職種指導者の監督のもと、医系学生が見学・実習をおこなう場合がございます。将来の医療を担う人材の育成に、患者様ならびにご家族の皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。